

著作権審議会第 1 小委員会  
専門部会（執行・罰則等関係）報告書(抜粋)  
平成 11 年 10 月

### 3 懲役刑の引き上げ

懲役刑の引き上げについては、今後の自由刑の適用状況や他の知的所有権法の動向に留意しながら、引き続き検討する。

#### （1）背景

平成 7 年 3 月の著作権審議会第一小委員会専門部会（執行・罰則等関係）の中間報告書において、懲役刑の引き上げについては、違反の実態、著作権等保護の必要性について的一般的意義、違反に対する科刑の実情（特に、本来重い刑を科すべきであるが刑の上限が定まっているためにその上限までしか科すことができないというケースがあるかどうか）等に照らし、可罰性の程度に相当の変動があったかどうかを慎重に検討すべきであるとの意見が紹介され、見送られたが、懲役刑の引上げについては今後の情報化社会においては、著作物の創作を促進するため著作者の権利を十分に保護するとともに、著作権等の保護に係る秩序を形成することがますます重要になること、また、特許法と比較して著作権法の保護法益がそれより下回るとする合理的な理由もないとして積極的な意見がある。また、著作権、著作隣接権や出版権の侵害と著作者人格権侵害は保護法益を異にしており、それぞれについて検討を行う必要があるという意見もある。

なお、特許法等についても懲役刑の引き上げが論じられたものの、実際の特許権の侵害行為に対する自由刑の適用状況をみても、上限の 5 年のところに言い渡し刑が集中するような「頭打ち現象」が生じているとはいえないこと等を理由として導入が見送られている。

#### （2）著作権法への導入について

著作権等侵害事件においては、言い渡し刑が懲役刑の上限である 3 年に集中するような実態はなく、現在の懲役刑の上限が抑止力に欠けるという状況も把握できることから、今後の自由刑の適用状況や他の知的所有権法の動向を見つつ、さらに検討する必要がある。